

建設業者団体等の皆様へ

建設業振興基金 「債務保証」 のご案内

金融機関からの
借入の際に
「債務保証」の
活用をご検討ください

事例



東日本大震災の復旧・復興工事に必要な生コン
プラント関連施設建設に活用されました(福島)



地元にとって必要不可欠な鉄筋の加工工場の
改修に活用されました(沖縄)



東日本大震災に係る除染作業に従事する組合
員企業の資金繰りがこの制度を通じて改善さ
れました(福島)

債務保証スキームについての問い合わせ先

K 一般財団法人
建設業振興基金 金融支援課

105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル2号館

TEL 03-5473-4575

URL <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/>

債務保証のスキームについて

建設業者団体及び事業協同組合等が、共同施設等の設置、共同購入等の共同事業及び構成員に対する転貸融資を行うため、当該資金を金融機関から借り入れる際に、債務保証を実施するスキームです。



債務保証の対象となる3つの借入資金

1 共同施設設置等資金

共同施設、共同機械設備の設置、購入のために必要とする資金

保証期間：12年以内
保証割合：90%



ポイント

- 利子補給が受けられます
- 助成金等受取前のつなぎ資金でも利用可能です

2 共同事業資金

共同購入、共同リース等の共同事業のために必要とする資金

保証期間：3年以内
保証割合：90%



ポイント

- 共同事業の取り組みを側面支援いたします
- 共同施設設置等資金と併用して有効的に活用できます

3 転貸資金

構成員に対し、事業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

保証期間：運転資金…3年以内、設備資金…5年以内
保証割合：90%



ポイント

- 構成員が直接金融機関と折衝することはありません
- 金融機関の借入枠を気にすることはありません

